藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第233号

2007年1月25日 (平成19年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横山弘美

廃棄物の減量化及び資源化の計画の策定及び推進事務に係る個人 情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから 収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること 及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について(答 申)

2007年1月17日付けで諮問(第234号)された廃棄物の減量化及び資源 化の計画の策定及び推進事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及 び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用する こと及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申しま す。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性及び第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べる理由により認められる。
- (2) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人通知を省略することの合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べる理由により認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するにあたり必要な個人情報を本 人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本 人への通知を省略することの合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的 外に利用することに伴う本人への通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

高度経済成長及び人口の増加に伴い、粗大ごみの増大、埋立地の限界等に対処するため、今後のごみ減量、資源化の推進と適正処理を図る必要性から、昭和53年から粗大ごみ、普通ごみ、資源ごみの3分別回収を開始し、破砕施設の建設、ごみ焼却施設の整備、最終処分場の建設等によるごみの適正処理を推進してきた。

また、平成3年度からコンポスト容器の購入助成制度、平成4年度から粗大 ごみの排出量の削減を目的として、新たに粗大ごみの一部を大型ごみに指定し、 コール制による有料化を実施し、現在の可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、資源 ごみの4分別収集を開始した。

その後、平成9年6月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」(平成7年法律第112号)の施行により、ペットボトルのモデル地区収集を実施し、平成11年4月から全市における回収を開始した。

さらに、平成13年10月からプラスチック製容器包装のモデル地区収集を開始、平成14年10月から全市での収集を開始、平成16年度から市民要望により、隔週収集から毎週収集へと移行し、さらなるごみの減量化に取り組んでいるところであるが、今後継続的に発生する焼却灰を処分する最終処分場の延命や、減量に努力している市民と特段、意識をせず、ごみを排出している市民とのごみ処理経費の負担の公平性を確保すること、また、施設の老朽化・最終処分場の延命、資源化促進のためのリサイクルセンターの建設等に係る財源の確保等の課題がある。

以上のような課題を解消していくために、藤沢市廃棄物減量等推進審議会に 平成16年11月10日「ごみ処理有料化の導入について」諮問し、平成17 年11月に「ごみ処理有料化の導入について」という答申を受けた。

本市では、この答申を基に、市民公聴会や地区単位、自治会単位の説明会を 開催するなかで、ごみ処理有料化の導入に向けて市民の意見を聴き、平成18 年9月定例市議会で「藤沢市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する 条例」(平成5年藤沢市条例第38号)の一部改正が可決され、平成19年 10月から「ごみ処理有料化」を実施する予定となっている。

(2) 本人以外のものから個人情報を収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

平成19年10月から「ごみ処理有料化」を実施する予定であるが、制度変更に伴う緩和措置として、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児

童扶養手当受給世帯を対象として、ごみ処理有料化の免除を実施する予定である。

上記の免除規定については、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」(平成5年藤沢市規則第50号)に規定し、平成19年10月1日を施行日として改正する予定である。

免除の方法としては、生活を営むうえで必ず発生するごみという性格上、周知漏れをなくす観点から、本人申請ではなく、免除対象世帯に指定収集袋の引換券を送付し、市民センター、公民館、環境部の各施設において、引換券により可燃ごみ、不燃ごみの収集回数分の指定収集袋を現物支給する予定である。

そのためには、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の対象者及び住所を把握する必要があるが、当該情報は、環境事業センターでは把握していない。当該情報を本人から収集できないことは免除制度が適確に機能しないことにもなり、本業務の執行上著しい支障を来すため、本人以外のものから、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の対象者及び住所を収集する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知 の省略について

本業務の目的は、ごみ処理有料化の実施に伴い、制度変更に伴う緩和措置を 実施することが対象世帯の利益に適うことであり、また、全対象者が平成19 年度1月推計で約4600世帯、随時の認定に伴う対象者が、生活保護世帯で は1ヶ月の新規認定約50世帯、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者の1 ヶ月の新規、異動認定が約30世帯となっている。

このことから、本人以外からの対象世帯の個人情報の収集及び目的外に利用することについて、あらかじめ本人に通知することは、業務の効率や運営を著しく阻害することになると判断されるため、指定収集袋の引換券の第1回目発送時にあわせて、本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することについての事後の本人通知を同封するものとする。

(4) 本人以外のものから収集及び目的外に利用する個人情報について

ア 本人以外のものから収集及び目的外に利用する個人情報

平成19年度

定期発送分:

7月1日現在の生活保護受給世帯,児童扶養手当受給者,特別児童扶養手当受給受給者の住所または居所,対象者氏名,受給区分(生保,児扶,特児の別。以下同じ。)

随時発送分:

8月1日以降の毎月1日現在の生活保護受給世帯、児童扶養手当受給者、

特別児童扶養手当受給者の住所または居所、対象者氏名、受給区分 平成20年度以降

定期発送分:

3月1日,7月1日,11月1日現在の生活保護受給世帯,児童扶養 手当受給者,特別児童扶養手当受給者の住所または居所,対象者氏名, 受給区分

随時発送分:

4月1日以降の毎月1日現在の生活保護受給世帯,児童扶養手当受給 者、特別児童扶養手当受給者の住所または居所、対象者氏名、受給区 分

- イ 目的外に利用する個人情報の受領方法
 - (ア) 対象者リスト(対象者氏名,住所または居所,受給区分)
 - (イ) 宛名ラベル (郵便番号,住所または居所,対象者氏名)
- ウ 目的外に利用する個人情報の所管課

生活保護受給世帯

生活福祉課

児童扶養手当受給者,特別児童扶養手当受給受給者 児童福祉課

(5) 実施時期

平成19年7月1日以降予定

- (6) 提出資料
 - ア 収集指定袋に係る減免処理フロー
 - イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするもので ある。

(1) 本人以外のものから収集及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、平成19年10月から「ごみ処理有料化」を実施する予定で あるが、制度変更に伴う緩和措置として、生活保護受給世帯、児童扶養手当受 給世帯、特別児童扶養手当受給世帯を対象として、ごみ処理有料化の免除を実 施することとしている。

上記の免除規定については、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理 等に関する規則」に規定し、平成19年10月1日を施行日として改正するこ ととしている。

免除の方法としては、生活を営むうえで必ず発生するごみという性格上、周 知漏れをなくす観点から,本人申請ではなく,免除対象世帯に指定収集袋の引 換券を送付し, 市民センター, 公民館, 環境部の各施設において, 引換券によ り可燃ごみ,不燃ごみの収集回数分の指定収集袋を現物支給することとしている。

そのためには、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手 当受給世帯の対象者及び住所を把握する必要があり、当該情報は、環境事業セ ンターでは把握していないため、当該情報を本人から収集できないことは免除 制度が適確に機能しないことにもなり、本業務の執行上著しい支障を来す。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集及び目的外に利用する 必要性があると認められる。

なお,新規認定者に対してはあらかじめ同意が取れないか再度検討すること 及び出力されたリストの管理を徹底することを条件とするものである。

(2) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知 の省略について

本業務の目的は、ごみ処理有料化の実施に伴い、制度変更に伴う緩和措置を 実施することであり、これは対象世帯の利益に適うことである。また、全対象 者は平成19年度1月推計で約4600世帯、随時の認定に伴う対象者は、生 活保護世帯では1ヶ月の新規認定約50世帯、児童扶養手当、特別児童扶養手 当受給者の1ヶ月の新規、異動認定が約30世帯となっている。

このことから、本人以外からの対象世帯の個人情報の収集及び目的外に利用 することについて、あらかじめ本人に通知することは、業務の効率や運営を著 しく阻害することになる。

また、実施機関では、指定収集袋の引換券の第1回目発送時にあわせて、本 人以外のものから収集すること及び目的外に利用することについての事後の本 人通知を同封することとしている。

以上のことから判断すると,本人以外のものから収集すること及び目的外に 利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上